

千葉市新みどりと水辺の基本計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

意見No	章	意見の概要	市の考え方	修正
1	全般	みどりと水辺の基本計画であるものの、水辺計画があんまり記載されていない。水辺に関する計画は、「親しみのある水辺の創出」と「海辺の魅力を向上する」の2点だけと読み取ったが、海辺は今でも十分奇麗なので、川沿いの計画を明確にすることで水辺の計画をもっと充実し、しっかりとした水辺の計画を見てみたいと思った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺に関する事項については、「親しみのもてる水辺の創出」、「人工海浜などの海辺の魅力向上」のほかに、基本方向1の(2)「水辺を再生する」において「海辺の保全・再生」や「川辺等の保全・再生」及び「貴重な動植物の保護」を記述しています。</li> <li>なお、河川などについては、個別計画(千葉市水環境保全計画など)において詳細を示すことから、本計画では、それらを踏まえ、代表的な施策等を記述しています。</li> </ul>	—
2	全般	現状への評価や問題点を指摘し、どう改善していくべきかが分かり易く書いてあり、良い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見ありがとうございます。</li> </ul>	—
3	全般	「豆知識」「コラム」「トピック」が挿入されていることもあってか、この基本計画は読みやすいと感じられた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見ありがとうございます。</li> </ul>	—
4	全般	資料1-1「計画策定の背景と目的」の一つに“災害時における減災効果”が挙げられ、“(緑の)量的拡大から質的向上への転換を基調とする”と謳われている。しかし、策定委員会が3月11日の震災後に3回開かれたにも関わらず、防災の観点で素案の見直しが検討されたあとが議事録の中に見られない。会議終了までには半年の時間があつたのだから、被災地の状況を検証し、根本的に案を練り直す必要があつたのではないか。スタート時期を遅らせてでも、再検討の必要があると考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章3「計画の対象」(2)緑と水辺の機能の③都市の防災機能において、“災害時における減災機能”を記述しております。防災機能は大部分の緑と水辺が有するものであり、本計画を着実に進めることが本市の防災機能を高めることに資すると考えます。</li> <li>また、策定委員会では、防災機能を含めた本市の緑と水辺のまちづくりの方向性についてご議論いただいたと考えます。</li> </ul>	—
5	全般	<p>先の震災では、地震そのものによる被害よりも津波による被害の方が大きかった。東京湾内での大津波の可能性は低いと言われているものの、沿岸部には大規模なコンビナートがあり、被災すれば経済的損失だけでなく、二次災害の恐れもある。企業が有する海岸線には防潮林を義務付けるなどの必要性はないだろうか？稲毛から幕張に至る人工海浜についても住宅地の安全を守るために防潮林は必須と考えるが、千葉の原風景である白砂青松の海岸を守りたいのであれば、せめて外堀的にも防潮林をつくることを検討できないか。</p> <p>ある生物生態学者は、「いのちを守る森づくり」として、常緑広葉樹による防潮林を提唱している。大地に広く深く根をはり、土を固く引き締めることから水害に強く、また、火災延焼を食い止める力も強いという。そのことは関東大震災、阪神淡路大震災、東日本大地震で立証されている。常緑広葉樹は下草処理などの手間もかからない。防災目的の緑を考える時に、樹の種目についての検討も必要であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災による「防潮林」の効果については、国等において研究が進められていることから、今後検討してまいりたいと考えます。</li> </ul>	—
6	第1章	<p>コラム(p.7) これは、実際の計画案にも入るものなのか？ 千葉市が魅力がないまちだとアピールするわけのわからない文で、ここに入れる意図がわからない。削除したほうがよいと思う。 住みやすくてかつ観光資源や名産品があるまちも当然ある。千葉市もし大規模な埋め立てをしていなければ、浅間神社に連なる海岸線はとてもよい別荘地で、コラムの文中にもある「遠浅な」海はおおぜいの人々が潮干狩りに訪れていた。埋め立てのことは抜きに大昔の貝塚だけ取り上げて、住みやすいから魅力がないというのは乱暴である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に掲載します。</li> <li>本コラムは、本市は個性は見えにくい、縄文の時代から住みやすさ日本一であったのではないかと趣旨であり、ご意見にある「住みやすさから魅力がない」と述べているものではありません。</li> <li>なお、埋立前の海岸については、ご意見を踏まえ、基本方向1(2)「水辺を再生する」に、埋立前の海岸についての「まめ知識」を記述します。</li> </ul>	—
7	第1章	<p>3計画の対象 「(1)計画において対象とする緑と水辺」に関する記載は4行にとどまっており、残りのほとんどが「(2)緑と水辺の機能」についての記述であることに違和感がある。計画の対象についてももう少し詳しく記述するべきではないか。 資料3で対象を5つに大別して課題を掲げているが、ここでは残念ながら課題への踏み込みは浅く、現状に関する記述が多い。資料3の現状に関する記述の部分を「計画の対象」として掲載してはどうか。そのほうが読む市民にわかりやすいと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(1)計画において対象とする緑と水辺」については、端的に記述していることから、原文のままとします。</li> </ul>	—

千葉市新みどりと水辺の基本計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

意見No	章	意見の概要	市の考え方	修正
8	第1章	「(2)緑と水辺の機能」として挙げられている内容は、ほとんどが一般論である。一般論ならば本文ではなく資料として取り扱ったほうがよいのではないか。あえて「3.計画の対象」に記載するというのであれば、千葉市にとって緑と水辺がどんな機能をもっているかに言及すべきではないか。たとえば、「②多様な生物の生息・生育機能」ならば、千葉市における貴重種の現状について示したり、「⑥生産基盤機能」ならば本市の農林業の現状について触れるべきであろう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(2)緑と水辺の機能」では、一般論としての緑の機能を記述していますが、これは同時に本市における緑と水辺の機能でもあることから、原文のままとします。</li> <li>・また、トピック(p.3)において、千葉市の緑と水辺が持つ代表的な機能等について本市の特徴として記述しています。</li> </ul>	—
9	第2章	本計画で最も重要な部分であるにもかかわらず、地図を含めて2ページ、実質1ページ分しか記載がない。新たな計画を策定するにあたり「目指す緑と水辺の姿」をもっと具体的により明確に示す必要があるのではないか。特に「郊外部の緑」については、以下のように考える。 農地の不法転用やごみ・残土の不法投棄をなくし、遊休農地や耕作放棄地を活用したり、農家の屋敷林を保全して美しい農村景観を守る。さらに、間伐材の活用を進めて林業の振興を図ったり、地主と市民、企業が協同で里山の保全に取り組み、生物多様性豊かな自然を維持し、多くの人が自然に触れる機会を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「目指す緑と水辺の姿」では、特性を踏まえた地域ごとの緑と水辺のまちづくりの大きな方針等を示しており、原文のままとします。</li> <li>・また、本計画において、農地や森林に関する具体施策等の詳細については記述しないこととしていますが、説明が不足していましたので、第1章「計画のテーマ」の3「計画の対象」(1)「計画において対象とする緑と水辺」に、「なお、農地、森林、河川などについては、それらに関する個別計画(千葉市農業基本計画、千葉市水環境保全計画など)において詳細を示すことから、本計画では、それらを踏まえ、代表的な施策等を記述します。」と記述します。</li> <li>・なお、「郊外部の緑」へのご意見につきましては、庁内関係部局と情報を共有し、今後の事業運営における参考とさせていただきます。</li> </ul>	—
10	第2章	「既成市街地の緑」 自宅(若葉区)より職場(中央区)まで自転車で通勤しているが、同じ区内でも、数メートルごとに歩道の規格や街路樹の植え方、植え柵の形状が異なっているため統一感がなく、“良好な景観”とは言い難い。市議会においても街路樹の整備について取り上げられていたが、予算に合わせて行き当たりばったりの工事をするのではなく、10年後、20年後に目指す景観をしっかりイメージし、時間をかけて街づくりをする必要があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、基本方向2(1)「緑のあふれるまちをつくる」に新たな施策として⑤「公共施設の緑化の推進」を追加し、その中で「既存の街路樹について、今後のあり方について研究していきます。」と記述します。</li> </ul>	○
11	第3章	基本方向1 (1)民有地の緑を良好に守り育てる ①森林の保全・・・「森林経営計画制度を普及し」とあるが、現実には市内の民有林の多くでこれを遂行するのは困難な状況である。公共工事における間伐材の使用促進や、公共施設の木造化、建築にあたって木材を多用することによって森林の重要性への理解を深めるという活用・消費者側の取り組みも必要である。さらに、林地開発における森林法の遵守も書き込むべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画において、農地や森林に関する具体施策等の詳細については記述しないこととしており、緑と水辺のまちづくりの推進に向け代表的なものを記述します。</li> <li>・なお、ご意見については、庁内関係部局と情報を共有し、今後の事業運営における参考とさせていただきます。</li> </ul>	—
12	第3章	基本方向1 (1)民有地の緑を良好に守り育てる ①森林経営計画は普及するのか。 前身の森林施業計画の千葉市での認定面積は300ヘクタールには達していないと聞いている。森林経営計画はさらにハードルが高いと思われるが、どれほどを想定しているのか。普及するための具体的な方策がなければ単に書いただけに終わってしまう。千葉市に国の施策をそのまま適用するのは難しく、別のシステムを考える必要があると思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画において、農地や森林に関する具体施策等の詳細については記述しないこととしており、緑と水辺のまちづくりの推進に向け代表的なものを記述します。</li> <li>・なお、「森林の保全」へのご意見については、庁内関係部局と情報を共有し、今後の事業運営における参考とさせていただきます。</li> </ul>	—
13	第3章	基本方向1 (1)民有地の緑を良好に守り育てる ①森林の保全の今後進める施策として、森林経営計画の普及と里山地区の追加指定だけが挙げられているが、これが今後10年間の千葉市の森林に関する基本計画というのではあまりにさびしいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画において、農地や森林に関する現状と課題、具体施策等の詳細については記述しないこととしていますが、説明が不十分でしたので、第1章「計画のテーマ」の3「計画の対象」(1)「計画において対象とする緑と水辺」に、「なお、農地、森林、河川などについては、それらに関する個別計画(千葉市農業基本計画、千葉市水環境保全計画など)において詳細を示すことから、本計画では、それらを踏まえ、代表的な施策等を記述します。」と記述します。</li> </ul>	—

千葉市新みどりと水辺の基本計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

意見No	章	意見の概要	市の考え方	修正
14	第3章	基本方向1 (1)民有地の緑を良好に守り育てる ①改善の方向に転換することが必要 市の森林管理に求められていることは、5,000haの森林を健康で美しい森林として維持することだと思うが、森林の多くはすでに荒廃状態で、品質低下・機能劣化が進んでいる。少しでも早くそれを食い止め、緩やかでも改善の方向に転換しなければ将来取り返しのつかないことになりかねない。しかし、計画案がこの点に答えているとは思えない。	・(1)「民有地の緑を良好に守り育てる」の中で、質の向上と緑の再生が重要である旨を記述しており、ご意見の趣旨を踏まえています。	—
15	第3章	基本方向1 (1)民有地の緑を良好に守り育てる ①問題意識の共有化を図りたい 本年4月からのこの計画を今から大きく見直すことは不可能だろうと思う。また、森林に関する基本計画は本来は農業基本計画(森林は農業から分離、独立させるべきですが)が担うべきだと思う。したがって緑と水辺の基本計画では、森林に関しては概略の記述にとどめ、具体策は農業基本計画に依るとするのがよいのではないかと。	・本計画において、農地や森林に関する現状と課題、具体施策等の詳細については記述しないこととしていますが、説明が不十分でしたので、第1章「計画のテーマ」の3「計画の対象」(1)「計画において対象とする緑と水辺」に、「なお、農地、森林、河川などについては、それらに関する個別計画(千葉市農業基本計画、千葉市水環境保全計画など)において詳細を示すことから、本計画では、それらを踏まえ、代表的な施策等を記述します。」と記述します。	○
16	第3章	農地は農政課、緑地は緑政課や公園課と管轄はわかれているのかもしれませんが、農薬散布の抑制により雨水が地中に貯蔵された時の成分が良好になるであろうと考えられ、連携していくべきだと思います。	・本計画において、農地や森林に関する現状と課題、具体施策等の詳細については記述しないこととしていますが、説明が不十分でしたので、第1章「計画のテーマ」の3「計画の対象」(1)「計画において対象とする緑と水辺」に、「なお、農地、森林、河川などについては、それらに関する個別計画(千葉市農業基本計画、千葉市水環境保全計画など)において詳細を示すことから、本計画では、それらを踏まえ、代表的な施策等を記述します。」と記述します。 ・なお、「農薬散布の抑制」については、庁内関係部局と情報を共有し、今後の事業運営における参考とさせていただきます。	—
17	第3章	基本方向1 (1)民有地の緑を良好に守り育てる ②優良農地の保全・・・緑と水辺の保全の視点から見ると、優良農地だけでなく、耕作放棄地や継続が危ぶまれる生産緑地を含めた全ての農地の保全が必要である。新規就農や退職後農業を始める人への支援や、都市農業が継続して成り立つよう市内農産物を積極的に購入する市民意識の醸成、多様な形態の市民農園の展開など遊休農地が積極的に活用されるような取り組みが求められる。	・本計画において、農地や森林に関する具体施策等の詳細については記述しないこととしていますが、説明が不十分でしたので、第1章「計画のテーマ」の3「計画の対象」(1)「計画において対象とする緑と水辺」に、「なお、農地、森林、河川などについては、それらに関する個別計画(千葉市農業基本計画、千葉市水環境保全計画など)において詳細を示すことから、本計画では、それらを踏まえ、代表的な施策等を記述します。」と記述します。 ・また、耕作放棄地の解消に向けた市民農園としての活用については、基本方向1(1)「民有地の緑を良好に守り育てる」の②優良農地の保全に記述しています。 ・なお、「優良農地の保全」へのご意見については、庁内関係部局と情報を共有し、今後の事業運営における参考とさせていただきます。	—
18	第3章	基本方向1 (1)民有地の緑を良好に守り育てる ③谷津田の保全・・・「大草谷津田いきもの里」なども保全の取り組みとともに、市民が自然に触れること、利用することにも重点をおいてほしい。	・p.37に自然観察会を掲載しており、本計画書自体が、市民が自然に触れるきっかけとなるようにしています。	—
19	第3章	基本方向1 (1)民有地の緑を良好に守り育てる ④里山の保全・・・市が指定した里山の保全を進めるだけでなく、里山保全に関心のある市民と、手入りに困っている森林所有者をつなぎ、市内の荒廃した里山の保全を進める取り組みが必要である。 さらに、企業のCSRとして従業員やその家族が里山の手入れにかかわれる機会が増えるよう市がコーディネートしていくことが大切である。	・基本方向3(2)「行動のきっかけをつくる」の③的確な情報発信・情報交流に、「緑化の推進や緑地の保全に係る活動の様々な情報を市と市民、企業が共有し、交流するシステムづくりに取り組んでいきます。」と記述しており、ご意見の趣旨を踏まえています。	—

千葉市新みどりと水辺の基本計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

意見No	章	意見の概要	市の考え方	修正
20	第3章	<p>基本方向1 (1) 民有地の緑を良好に守り育てる ④ 里山地区の追加指定には疑問がある 里山地区をどう活用し、どう森林に導くのか、地区指定の思想・哲学を再確認する必要があるし、市民が単に自由に入れるだけでは、かつての里山との付き合いの復活にはならない。今のまま里山地区を追加指定することには意味がなく、無駄を増やすだけとしか思えない。 また、言葉の意味がどんどん変化している「里山」という言葉は、少なくとも公式の文書には相応しくなく、避けるのが無難と思う。また、「里山や森林」という言い方は不自然である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山地区に指定し、保全管理を進めることにより、民有地の緑が守られ、多面的機能の維持増進が図られるため、荒廃していく森林環境の保全に有効な手段であると認識しており、今後は、指定地区の新たな管理手法についても検討を進めます。</li> <li>・また、周辺森林への保全管理が啓発されることも期待しています。</li> <li>・なお、「里山と森林」については、一般的な表現であると考えています。</li> </ul>	—
21	第3章	<p>基本方向1 (1) 民有地の緑を良好に守り育てる 里山や谷津田は、生物多様性保全において重要な意味を持つみどりと水辺であり、人の手が入らないと良好な環境が保たれない場である。しかし、今後今以上の市民による保全活動が広がる可能性はさほど高くないと言え、目標年度の33年度にはさらに深刻な状況になると想定される。 将来にわたって谷津田や里山の保全が適正におこなわれるよう「生物多様性地域連携促進法」を生かして、地域連携保全活動計画を策定しておく必要があり、計画策定の準備として、今からNPOなどの協議に取り組む姿勢を新計画に盛り込むよう提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、基本方向3(1)「行動する人を育てる」④「緑地保全の人材育成」に、「<u>また、生物多様性を保全するための活動を展開している多様な主体が有機的に連携するよう取り組んでいきます。</u>」と記述します。</li> </ul>	○
22	第3章 資料3	<p>防災対策としての緑の充実 緑の持つ防災機能を十分発揮するため、「既存市街地の緑」および「臨海部の緑・海辺」の確保・保全が重要ですが、臨海部のみどりは植林後、十分な手入れがおこなわれていません。課題として取り上げておくべきですし、保全(育成)のための手入れの必要性を計画に書き込んで下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜部の緑の手入れについては、資料3(4)「臨海部の緑・海辺」に「既存の緑の質を高め、より親しめる空間とする必要があります。」と記述しています。</li> <li>・また、緑の保全(育成)については、基本方向1(2)「水辺を再生する」の①で「松林など樹林の適正な管理」と記述しており、ご意見の趣旨を踏まえています。</li> </ul>	—
23	第3章	<p>基本方向1 (2) 水辺を再生する かつて埋め立てられる以前の千葉市の海は、遠浅の美しい海であった。漁業、潮干狩り、海水浴、そしてワリの養殖が行われるなど豊かな海でもあった。また海岸には別荘が建てられるなど、風光明媚な保養地(リゾート地)であった。しかし、現在それは昔話、言い伝えの世界になっている。そしてこれからは、あの美しい千葉市の海を実際に見た経験を語る人も少なくなっていくことであろう。 いまでも語られることのある、あの美しい千葉市の海の話が今後も語り継がれるように、かつて千葉市に生き、美しい海を守ってきた人々のDNA(遺伝子)が後世に伝わるような、新みどりと水辺の基本計画であって欲しいと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、基本方向1(2)「水辺を再生する」に埋立前の海岸についての「<u>まめ知識</u>」を掲載します。</li> </ul>	○
24	第3章	<p>基本方向1 (3) いきいきとした公園にするに下記施策を追加 ⑤ ポケットパークによる災害に強い街づくり 狭隘地域に天水尊などを設けたポケットパークをつくる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方向2の(2)「公園や水辺の魅力を高める」の②「身近な公園の整備」や③「コミュニティガーデンづくり」の中でご意見の趣旨を踏まえています。</li> <li>・なお、天水尊については、今後の事業展開の参考にさせていただきます。</li> </ul>	—

千葉市新みどりと水辺の基本計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

意見No	章	意見の概要	市の考え方	修正
25	第3章	<p>基本方向1 (3)いきいきとした公園にする 子どもたちが自然に触れる環境を日常的に子どもたちに提供する必要があり、これまで市民の力は保全や管理に向けたことが主になっていたが、公園の利用を増やすための「見守り」の視点も入れた活動を計画に入れたと思う。 子どもたちには、公園での自由な遊びをたくさんしてもらいたい。「子どもたちの森公園」は、行った子どもはとも喜びだが、場所が不便で、また長らく続く開設がないのが残念である。「プレーパークを増やす、プレーリーダーを養成する」ことは、ぜひやってほしいと思う。(21ページのプレーパークのトピックには、プレーリーダーの活動も記載したほうがよいと思う) 子どもが日常的に遊ぶことができるように、身近な公園にも見守りの目が必要であり、近くの公園は、周辺大部分が住宅地でないため人通りもなく、大きい犬を連れていても大人でも一人では怖いことがある。季節ごとの木々もよい公園だが、利用されなくては意味がない。子どもがいつでも(5時くらいまでなら)自由に遊べるように、プレーパークまででないにしても見守りの仕組みができればと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの森のようなプレーパーク専用の公園を新設する考えはありません。今後は、既存の公園を活用していきます。</li> <li>また、基本方向1(3)「生き生きとした公園にする」の②「こどもがのびのびと遊べる公園の拡充」において、「地域の大人が見守るプレーパークの拡充」及び「プレーリーダーの養成」について記述しており、ご意見の趣旨を踏まえています。</li> <li>なお、「子どもたちの森」は常設(水・木曜日を除く)のプレーパークとして開園しています。</li> </ul>	-
26	第3章	<p>基本方向2 (1)緑のあふれるまちをつくる ②中心市街地の緑化の推進 植え樹からはみ出したり成長して密植状態になった街路樹、農薬散布や経費の問題から強剪定せざるを得ない現状、また大きく育った樹木が通行障害になるなど、このような状況を改善するために、街路樹の計画的な更新が求められ、10年先を見据える本計画ではこれに言及する必要がある。また、市街地に残された貴重な緑として斜面林があるが、保全の取り組みやその方法を検討していくことが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹に関するご意見を踏まえ、基本方向2(1)「緑のあふれるまちをつくる」に新たな施策として⑤「公共施設の緑化の推進」を追加し、その中で「<u>既存の街路樹について、今後のあり方について研究していきます。</u>」と記述します。</li> <li>また、斜面林の保全について、基本方向1(1)「民有地の緑を良好に守り育てる」⑤「特別緑地保全地区の指定」や⑥「市民緑地の設置」を活用するなどして、斜面林の保全に努めます。</li> </ul>	○
27	第3章	<p>基本方向2 (1)緑のあふれるまちをつくる ④住宅地の緑化の推進 ケヤキなど農家の屋敷林も貴重な緑であるが、年々姿を消している。④に入れるか別立てで保全を明記してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえ、基本方向1(1)「民有地の緑を良好に守り育てる」に⑧「<u>保存樹木・保存樹林の指定</u>」を追加し、「<u>市域において、屋敷林や鎮守の森などの樹木や一団の樹林地を所有者の協力により保存樹木・保存樹林として指定しています。</u>良好な都市環境を保全し、都市の美観風致を維持するため、引き続き指定していきます。」と記述します。</li> </ul>	○
28	第3章	<p>第3章に公共施設の緑化についての記述がない。区役所をはじめ市の公共施設の緑化を進めることが、緑豊かなまちづくりにつながると思うので、施策に追加することを提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえ、基本方向2(1)「緑のあふれるまちをつくる」に⑤「<u>公共施設の緑化の推進</u>」を追加し、「<u>公共施設の整備にあたっては、地域コミュニティの醸成や良好な都市景観の形成など、地域環境の向上に資する緑化の取り組みを進めていきます。</u>」と記述します。</li> </ul>	○
29	第3章	<p>自動車、自転車、歩行者とレーンを分けて道路を整備する場合に、植え込みを効果的に配置することも考えるべきだと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見については、今後の道路整備の参考にさせていただきます。</li> <li>なお、道路を含む公共施設の緑化に関する施策として、「⑤公共施設の緑化の推進」を追加し、その中で「<u>公共施設の整備にあたっては、地域コミュニティの醸成や良好な都市景観の形成など、地域環境の向上に資する緑化の取り組みを進めていきます。</u>」と記述します。</li> </ul>	-
30	第3章	<p>基本方向2 (2)公園や水辺の魅力を高めるに下記施策を追加 ⑧文化財としての緑と水辺 加曽利貝塚など歴史や文化を育んできた緑と水辺の価値を再認識し、市民の関心を高め、文化財を含めた保全をはかる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方向2(2)「公園や水辺の魅力を高める」の①大規模な公園等の整備に「<u>地形や位置などの地域特性や歴史的背景などを踏まえ、それぞれの公園が持つべき機能を十分に発揮できるように計画的に配置されており…</u>」と記述しております。</li> </ul>	-
31	第3章	<p>基本方向2 (2)公園や水辺の魅力を高めるに下記施策を追加 ⑨環境配慮の視点から以下2点追加 1.河川や水路の水量確保(生き物の生息空間確保)のため、開発にあたっては雨水浸透を推進する。 2.緑の保全に雨水利用をはかる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1について、本計画で、「水辺」は、「海や河川などの水際の周辺」を表しており、水量については、本計画の対象外とします。</li> <li>2については、今後の事業運営における参考とさせていただきます。</li> </ul>	-

千葉市新みどりと水辺の基本計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

意見No	章	意見の概要	市の考え方	修正
32	第3章	葭川をきれいにする環境整備(水質の改善、川底の清掃、欄干や常夜灯の保守など)を記述して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画で、「水辺」は、「海や河川などの水際の周辺」を表しており、水質については、本計画の対象外とします。</li> <li>ご意見につきましては、葭川の管理者である千葉県、及び庁内関係部局と情報を共有し、今後の事業運営における参考とさせていただきます。</li> </ul>	—
33	第3章	基本方向2 (3)花のあふれるまちをつくる ③花壇づくりには、堆肥が欠かせない。豊中市では行政が堆肥をつくり、市民に配布している。千葉市でも堆肥づくりに取り組むべきである。行政が直接作ることが無理ならNPO法人を立ち上げるなどして取り組むことも考えられる。このことを基本計画に記述して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の事業展開の参考にさせていただきます。</li> </ul>	—
34	第3章	花のあふれるまちづくりの推進に関して、交差点脇に花だんを作り四季折々の花を楽しむということですが、植え替えの時に、ご自由にお持ちくださいということで、分けていただいたことがあります。また、「花いっぱい運動」は、花苗がもったいないと常々感じます。	基本方向2(3)「花のあふれるまちをつくる」の①「緑と花の拠点づくり」に「種から育てる花づくりを盛んにしていく必要があります。草花を栽培するために施設を公共施設内に設置する…」と記述しており、ご意見の趣旨を踏まえています。	—
35	第3章	小学校や中学校高等学校において、緑と水辺の大切さを実感できるような教育の機会を、考えていけたらよいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方向3(1)「行動する人を育てる」の①「こどもの環境学習の推進」に「学校教育において主体的に自然とかわり、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した行動をとることができることもたちをはぐくむよう取り組んでいきます。」と記述しています。</li> <li>なお、子どもたちに緑に関心を持ってもらえるよう、本計画の子ども向け概要版を作成します。</li> </ul>	—
36	第3章	基本方向3 施策の柱を下記のとおり追加 (3)緑と水辺の保全のための財源の確保 緑と水辺の大切さを広く知ってもらい、個人や企業からの寄付を集めるしくみを検討・構築することを書き込んでいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方向3の取組みにより緑と水辺の大切さを広く知っていただくことが、寄附意欲の向上につながるものと考えています。</li> </ul>	—
37	第3章	基本方向3に「緑の大切さを認識し、地域で行動する人の輪を広げよう！」とあるが、防災に関心のある今が一般市民を巻き込み、9ページにあるイラストの木の幹をどっしり太くしていくチャンスであるとする。第3章「施策の展開」で述べられている内容は評価するが、この項目にこそ、先の震災の教訓を活かし、防災につながる具体策(「避難所となる建物に緑のカーテンをつくる」「延焼防止効果の高い生垣の推進」など)を盛り込むべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見にあります「生垣等の接道部の緑化推進」や「緑のカーテン」は、基本方向2(1)「緑のあふれるまちをつくる」の①及び④に記述しています。</li> </ul>	—
38	資料2	3公有地の緑 (1)公園緑地 表14 主な公園緑地 ポートパーク中央港臨海公園、丹後堰公園を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見のとおり、「千葉ポートパーク」及び「丹後堰公園」を表14に記載します。</li> </ul>	○
39	資料2	公園緑地として表にまとめられていますが、公園全体が緑地というわけではなくても緑地の広さとして考えるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画において、公園については、広場など樹林地でない部分も含めて緑地の広さとして考えます。</li> </ul>	—
40	資料2 資料3	森林に関する部分が貧弱である。森林荒廃(病虫害被害や線香林化、竹林拡大など)の進行、森林面積の減少、ゴミ捨て(不法投棄)場化など千葉市の森林の現状には問題が山積している。森林荒廃の直接の原因は山持ちの山離れである。さらに、地籍調査の遅れにより境界がわからない森林が増えていく。しかし、計画案にはこのような問題にほとんど触れていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画において、農地や森林に関する現状と課題、具体施策等の詳細については記述しないこととしていますが、説明が不十分でしたので、第1章「計画のテーマ」の3「計画の対象」(1)「計画において対象とする緑と水辺」に、「なお、農地、森林、河川などについては、それらに関する個別計画(千葉市農業基本計画、千葉市水環境保全計画など)において詳細を示すことから、本計画では、それらを踏まえ、代表的な施策等を記述します。」と記述します。</li> <li>ご意見につきましては、庁内関係部局と情報を共有し、今後の事業運営における参考とさせていただきます。</li> </ul>	—

千葉市新みどりと水辺の基本計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

意見No	章	意見の概要	市の考え方	修正
41	資料2 資料3	資料2と資料3の項目の分け方が異なるため、どのような現状に対して、どのような課題があるのか、分かりにくい。チャートにするなどして、ひとつひとつの項目を具体的に検証できると課題がはっきり見えてくるのではないかと。	・現状と課題については、目次の下欄の「計画書の構成について」のとおり、資料として後半に簡潔に示しています。課題については重要なものを示していますので、原文のままとします。	—
42	資料3	(2)内陸部の緑 いわゆる1km条例によって、良好な樹林地に虫食いの開発圧があることを明記すべき。また、案文では、その対策として、「生活環境の向上のための緑化を推進することが必要」とある。この言葉の意味が不明である。市民が樹林地の大切さを知って保全の必要性を理解し、多くの市民が保全にかかわることで、樹林地を守る機運を醸成することが求められるのではないかと。	・1km条例による開発圧力に関しては、「従来と比較すると開発圧力は低くなりましたが、地理的条件が充実した地域などは緑が失われる可能性があることから特別緑地保全地区などの法制度により緑地の保全を強化する」と記述しており、ご意見の内容を踏まえています。 ・「生活環境の向上のための緑化を推進することが必要です」については、宅地化された場合を想定していますので、「宅地化される場合には」を追記します。 ・なお、樹林地の大切さを知って保全の必要性を理解し、多くの市民が保全にかかわることについては、基本方向3に記述しており、ご意見の趣旨を踏まえています。	○
43	資料3	資料3の課題を読むと、同じ千葉市内でありながら自然環境が違い、それぞれに課題があるようだ。このような違った性格の各地域においてそれぞれの課題をクリアしながら、千葉市として「みどりと水辺の基本計画」のもと「緑と水辺のまちづくりを」推進していくことは多くの労力をともなう作業であると思った。各地域の特徴が発揮されつつ、千葉市としての方向性を示せる水辺の基本計画であって欲しいと思う。	・本市の今後10年間の緑と水辺のまちづくりの方向性を示す本計画を多くの主体と共有し、連携・協力して各種施策を着実に進めてまいります。	—
44	資料3	資料3「緑と水辺の課題」は、どの項目も「～が必要です」「～が重要です」止まりで、具体策が提示されていない。大切な事は、どのようにしてその課題をクリアするかだと考える。計画の進行管理については、PDCAサイクルの考えに沿って中間見直しをすることだが、スタート前に今一度、目的を達成するための手段を具体的に検討する必要があるのではないかと。	・課題のクリアにむけた具体施策や目標を達成するための手段については、第3章「施策の展開」に記述しています。	—